

皇室永続に必要な改革試案

(京都産業大学名誉教授・モロロジー研究所教授) 所 功

昨年五月一日に皇位を継承された今上陛下は、この二月二十三日で満六十歳、いわゆる還暦を迎えられる。この御代替りを可能にしたのは、平成二十九年(二〇一七)六月「皇室典範特例法」が成立していたからである。

その際、国会で衆議院も参議院も与野党・各会派が、御高齢を理由とする退位(讓位)に関連する問題点として採択した「付帯決議」の第一に、「政府は、安定的な皇位継承を確保するための諸課題、女性宮家の創設等について、皇族方のご年齢からしても先延ばしすることができない重要な課題であることに鑑み、全体として整合性が取れるよう検討を行い、その結果を速やかに国会に報告すること」を求めている。

これを承けて、すでに様々の論議が行われている。旧態然たる観念論も少なくないが、いまま必要なのは、長い歴史と厳しい現実を直視して、実現可能な具体策により大方の合意を形成することであろう。そのために作成した私の試案は、次のとおりである。

一 皇位継承の有資格者を「皇統に属する男系の男子」のみに限定する現行法制は、二代先まで維持可能な状況にあるが、その先にも必ず男子を得られて続く保証はない。従って、**男系の男子限定から男子優先に改め、万一に備えて男系の女子も当面一代に限り認める必要がある。**

二 皇室を構成される内廷(本家)にも宮家(分家)にも、若い世代には悠仁親王以外に男子がなく、また女子六名は一般男性との婚姻により皇族の身分を離れなければならないことになる。従って、**内廷の敬宮愛子内親王は直(じき)宮家を立てられ、また男子のない宮家の女子一名は当家を相続されて皇族の身分に留まるようにする必要がある。**

三 皇室では宮家も祖先(皇霊)の祭祀を継承し、公務を分担しなければならない。従って、**常陸宮家のように御子のない場合、また内親王・女王が婚姻により皇籍を離れて御子不在となる場合など、絶家とならないように、もし旧宮家子孫の適任者が現れたら養子として宮家を相続できるようにする必要がある。**

※ 参考想定略図(……点線は養子) (①②③④ 男性天皇、③④ 女性天皇)

